

名古屋市監査委員規程第 2 号

事務局長以下代決規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和 7 年 3 月 28 日

名古屋市監査委員	松 井 よしのり
同	森 ともお
同	小 林 史 郎
同	小 川 令 持

事務局長以下代決規程の一部を改正する規程

事務局長以下代決規程（昭和40年名古屋市監査委員規程第 2 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後						
(<u>監査</u>管理課長代決権限事項) 第 4 条 <u>監査</u>管理課長の代決権限事項は、次のとおりとする。 (1)～(7) (8) 名古屋市契約事務委任規則の規定に基づく事務局長の権限に関する事務については、別表中<u>監査</u>管理課長の欄に掲げる事項に関すること。 別表 <table><tr><td></td><td>次長</td><td><u>監査</u>管理課長</td></tr></table>		次長	<u>監査</u> 管理課長	(管理課長代決権限事項) 第 4 条 管理課長の代決権限事項は、次のとおりとする。 (1)～(7) (8) 名古屋市契約事務委任規則の規定に基づく事務局長の権限に関する事務については、別表中管理課長の欄に掲げる事項に関すること。 別表 <table><tr><td></td><td>次長</td><td>管理課長</td></tr></table>		次長	管理課長
	次長	<u>監査</u> 管理課長					
	次長	管理課長					

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。